

# 第9回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

## 起草部会 議事要旨

【日時】平成18年4月6日（木）19:00～21:15

【場所】本庁舎19階1905会議室

【出席者（※敬称略、五十音順）】

大島いづみ	野口暢子
関根和弘	村上祐允
沼田良	若井治子

### 議事次第

1. 役割・責務（Bグループ）の協議      2. その他

#### 1. 役割・責務（Bグループ）の協議

##### 【タイトルの変更】

- 「役割・責務」では意味が分かりにくいで、「自治の担い手」に変更する。（部会長）

##### 【大島委員・村上委員の案と、それを一つにまとめたものを基に議論】

- 行政評価委員会についても、自治基本条例に位置づけてはどうか。（部会長）
- 情報の共有・公開が、「自治拡充の制度」になっているが、この「自治の担い手」に入れてはどうか。
- 情報の共有・公開は「自治の原則」なので、「総則」「自治の担い手」「自治拡充の制度」のそれぞれでうたって構わない。（部会長）
- 「2 区の基本的役割・責務」に「⑤説明責任」として立ててはどうか。
- 多選禁止規定については、当選してほしい人とそうでない人がいること、区民の良識に任せるべきこと、立候補を制限できないことなどから、盛り込まないこととする。（部会長）
- 青少年の参加の権利をことさら浮き出させるよりも、区民一般で扱ってはどうか。
- あえて書きたいということもある。
- 学校でも学級会や生徒会でも言いたいことを言っていない。自分たちが学校と闘った頃と違う。年1回のこども議会よりも、学校内の自治を推進すべき。
- 青少年については、「③自治の育み」へ移す。（部会長）
- 総務省提言の多文化共生推進プログラムについては、書かない。（部会長）
- 外国人については、書かない。（部会長）
- 「知る権利」は、「参加する権利」以外にもあるので、「参加する権利行使するために知る権利がある」のではない。
- 区民はオーナーとして「知る権利」がある。情報公開条例がなくても、「知る権利」はある。「自治を担い、区政を創造するためには、知る権利を保障されることが不可欠」という論旨がよい。（部会長）
- 危機管理を自治基本条例に位置づけてはどうか。
- 災害対策条例は、「です・ます調」で書かれている。この懇談会の提言は「です・ます調」で書いて、

自治基本条例も「です・ます調」で書くべきと記述する。(部会長)

- ・自治基本条例において個々の条例について言及する場合には、その条例の趣旨や理念を述べるくらいでよい。災害対策条例の理念を一言でいうと「危機管理」。「5 区政運営」に「④危機管理（安全安心のまちづくり）」の項目を設けて、その文言はペンドィングとする。(部会長)
- ・「1 区民の権利・責務」のところで、NPOや町会・自治会の記述はしない。
- ・「4 議会・議員の役割・責務」の「③開かれた議会運営」について、議会への参加になじむものは「自治拡充の制度」にも入れる。(部会長)
- ・序議は、なぜ傍聴できないのか。
- ・傍聴はできないが、事後に議事録と資料がホームページで公開されている。区長以外は補助職員であり、区長が意思決定をする際にメンバーの議論を踏まえるということから、メンバーだけの自由な発言を保障するための措置なのだろう。(部会長)
- ・基本計画を議決するのはどうか。
- ・「5 区政運営」に「⑤計画的・体系的行政」の項目を設ける。(部会長)
- ・「2 区の基本的役割・責務」の「③区政運営の基本原則」は、「③区政運営の基本原則に基づく職務執行」に変える。(部会長)

## 2. その他

- ・「総則」については、「自治の担い手」「自治拡充の制度」と比べて量が多いので、削減してはどうか。
- ・「総則」は、概要版と本編の二本立てとしてはどうか。
- ・「概要版」は、子どもにとってもわかりやすいものを作るべきではないか。
- ・「総則」については、4月10日に量の削減ができなければ、10日以降に調整のために別途、起草部会を開く。「自治の担い手」「自治拡充の制度」は、10日にまとまると思われる所以、区民懇談会の委員に事前送付することとして、「総則」は場合によっては18日に席上配布することとなつても構わない。(部会長)
- ・本日の議論は、大島委員と事務局で整理・反映して、案をメールで委員に送るので、各委員は校正・確認するものとする。